

茅ヶ崎市地域防災計画 特殊災害対策計画 新旧対照表 (修正骨子案)

新					旧				
第3章 火山災害対策 第2節 火山情報の伝達体制等 第1 噴火警報等の発表 3 噴火警戒レベル (略)					P 2 4 0 第3章 火山災害対策 第2節 火山情報の伝達体制等 第1 噴火警報等の発表 3 噴火警戒レベル (略)				
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	レベル4 <u>(高齢者等避難)</u>	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される (可能性が高まっている) 状態	特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	レベル4 <u>避難準備</u>	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される (可能性が高まっている) 状態
第3章 火山災害対策 第2節 火山情報の伝達体制等 第1 噴火警報等の発表 6 噴火警戒等の通報及び伝達体制 (体制図)					P 2 4 2 第3章 火山災害対策 第2節 火山情報の伝達体制等 第1 噴火警報等の発表 6 噴火警戒等の通報及び伝達体制 (体制図)				

新	旧
<p>第3章 火山災害対策 第4節 災害時の応急対策活動 第5 避難対策 3 避難誘導</p> <p>市は、警察及び防災関係機関等の協力を得て適切な避難誘導等を行い、混乱なく避難を実施します。<u>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意します。</u></p>	<p>P 2 4 6 第3章 火山災害対策 第4節 災害時の応急対策活動 第5 避難対策 3 避難誘導</p> <p>市は、警察及び防災関係機関等の協力を得て適切な避難誘導等を行い、混乱なく避難を実施します。</p>
<p>第8章 放射性物質災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 第6 避難対策</p> <p>市長は、放射性物質災害の発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて避難情報を発令します。</p> <p><u>市は、国「原子力規制委員会等」の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等が防護措置実施の基準となる運用上の介入レベル（OIL）に基づき特定された区域等から避難または一時移転し避難所等に到着した後に、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行います。</u></p>	<p>P 2 8 0 第8章 放射性物質災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 第6 避難対策</p> <p>市長は、放射性物質災害の発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて避難情報を発令します。</p>